

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年 8 月 9 日

【会社名】 株式会社東京機械製作所

【英訳名】 TOKYO KIKAI SEISAKUSHO,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 都並 清史

【本店の所在の場所】 東京都港区三田三丁目11番36号

【電話番号】 (0 3) 3 4 5 1 - 8 1 4 1 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長兼経理部長 内藤 寛史

【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田三丁目11番36号

【電話番号】 (0 3) 3 4 5 1 - 8 1 4 1 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長兼経理部長 内藤 寛史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該事象の発生年月日

2024年8月9日

(2)当該事象の内容

特別利益の計上について

当社は、2023年12月27日付「完全子会社である株式会社東機システムサービスの吸収合併（簡易合併・略式合併）に関するお知らせ」でお知らせしました当社の完全子会社であった株式会社東機システムサービスを2024年4月1日付で吸収合併いたしました。この合併に伴い、2025年3月第1四半期個別決算において株式会社東機システムサービスから受け入れた資産と負債の差額のうち株主資本の額と、当社が保有していた東機システムサービスの株式（抱合せ株式）の帳簿価格との差額12億円を、「抱合せ株式消滅差益」として特別利益に計上いたします。

(3)当該事象の連結損益に与える影響額

当該特別利益につきましては、連結決算において相殺消去されることから、2025年3月期の連結業績に与える影響はありません。